

## いわゆる「ごみ屋敷」対策について

いわゆる「ごみ屋敷」対策については、条例が12月1日に施行され、問題の根本的解決を目指し、全庁的な取組を進めていきます。

### 1 規定類の整備

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する支援及び措置に関する条例の施行に合わせ、同条例施行規則の制定、事務分掌規則の一部改正、その他必要な要綱やマニュアルの策定を行いました。

### 2 推進体制の構築

#### (1) いわゆる「ごみ屋敷」対策推進会議

これまで条例等について検討してきた「ごみ屋敷対策検討プロジェクト」を発展的に解消し、区と局の関係者により構成する、対策全体の進捗管理等を行う会議を設置します。

#### (2) 区対策連絡会議

区内の情報を共有し、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行う会議を各区に設置しています。

#### (3) 個別事案対策検討プロジェクト

周辺への影響が大きく、解決が難しい事案について、区と局が一体となって、対応の方向性やスケジュール、区局の役割分担等の検討や調整を行うプロジェクトを、個別の事案ごとに設置します。

### 3 審議会の設置（横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会）

#### (1) 所掌事務

ア 命令及び代執行に関すること。

イ 不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

#### (2) 委員名簿（50音順）

氏名	所属等
荒谷 孝道	横浜市町内会連合会(緑区連合自治会長会 会長)
出石 稔	関東学院大学副学長・法学部教授
岸 美恵子	東邦大学看護学部教授
黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
佐藤 麻子	神奈川県弁護士会
田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会地域活動部長
横塚 靖子	横浜市民生委員児童委員協議会(緑区民生委員児童委員協議会会長)

※第1回目の審議会を、平成28年12月22日に開催する予定です。

### 4 今後の予定

条例施行後、改めて、市内の事案について現状の調査を行います。その結果を年度内にまとめ、条例の施行状況等と合わせて、平成29年第2回定例会において報告させていただきます。

## 横浜市条例第 45 号

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び  
発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 支援（第 6 条）

第 3 章 措置（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 調査等（第 10 条—第 12 条）

第 5 章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会  
（第 13 条—第 17 条）

第 6 章 雑則（第 18 条）

## 附則

第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この条例は、住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防止するとともに、それを解消し、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物及びその敷地（これに隣接し、物の堆積又は放置（以下「物の堆積等」という。）が一体となつてなされている私道その他の土地を含む。）をいう。

(2) 不良な生活環境 物の堆積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態をいう。

(3) 堆積者 物の堆積等をするにより建築物等における不良な生活環境を生じさせている者（自然人に限る。）をいう。

(4) 堆積物 建築物等における不良な生活環境の原因となっている当該物をいう。

2 この章及び第 4 章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支援 次章の規定による支援その他の横浜市（以下「市」という。）又は地域住民、関係機関その他関係者（以下「地域住民等」という。）が講ずる建築物等における不良な生活

環境の解消及び発生（再発を含む。以下同じ。）の防止を図るための対策（措置を除く。）をいう。

(2) 措置 第3章の規定による建築物等における不良な生活環境の解消を図るための対策をいう。

（基本方針）

第3条 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

(1) 建築物等における不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。

(2) 建築物等における不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者（第6条第1項及び第2項において「当事者」という。）に寄り添った支援を行うこと。

(3) 市と地域住民等とが協力して、建築物等における不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。

(4) 建築物等における不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に努めるとともに、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等において不良な生活環境を生じさせないように努めなければならない。

## 第2章 支援

第6条 市長は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るため、自ら当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合においても、必要な対応がなされるよう、支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により自ら相談を受けた場合又は建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るために必要があると認める場合は、当該建築物等における物の堆積等の状態を可能な限り把握した上で、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令（条例等を含む。）の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援で、当事者が抱える地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に資するものがあると認めるときは、当該支援とこの項前段の支援とを一体的に行うものとする。

3 市長は、前項前段の支援に係る建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等が

された建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあるものに限る。)を堆積者が自ら解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち、一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物(事業活動に伴って生じたものを除く。)をいう。第5項において同じ。)に該当するものの排出の支援を行うことができる。

4 市長は、前項の支援を行おうとする場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。

5 市長は、第3項の規定により排出された一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。この場合において、当該一般廃棄物は、市長が指定する市の施設に搬入された一般廃棄物とみなして、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)第44条、第45条及び別表第1の規定を適用する。

6 市長は、前3項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合は、再び建築物等における不良な生活環境が生じないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行うものとする。

### 第3章 措置

#### (指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の支援によって建築物等における不良な生活環境(当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるものに限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)を解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境を生じさせている堆積者(堆積者を確知することができない場合は、当該建築物等の所有者。次項、次条第1項及び第12条第1項において同じ。)に対し、書面により必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合は、当該堆積者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分その他の当該不良な生活環境を解消するための措置(以下「解消措置」という。)を行うよう、書面により勧告することができる。

#### (命令)

第8条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合であって、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ、第13条第1項に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

(代執行)

第9条 前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく同項の期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、市長は、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、その費用について当該命令を受けた者から徴収することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による代執行をしようとする場合について準用する。

3 第6条第6項の規定は、前2項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合について準用する。

#### 第4章 調査等

(調査及び報告)

第10条 市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の所有者その他関係者に対して報告を求めることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果、建築物等における不良な生活環境の解消を図るために必要があると認める場合は、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができる。

(調査結果等の提供等)

第11条 市長は、市と民生委員及び規則で定める関係機関とが協力して支援を行うに当たって必要があると認める場合は、それらの者に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、前条の調査又は報告の結果を提供することができる。

2 前項の規定による調査若しくは報告の結果の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該支援の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(立入調査等)

第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

(横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会)

第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答申する。

- (1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関すること。
- (2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長への委任)

第17条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

横浜市規則第 103 号

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生  
の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止するための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める関係機関)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会及び同条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定により、横浜市から同条第 1 項の事業及び業務の実施の委託を受けた者
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）第 1 条第 1 項に規定する地域ケアプラザの指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。次号において同じ。）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月横浜市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する精神障害者生活支援センターの指定管理者
- (5) その他前各号に準じて支援（条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する支援をいう。）を実施することのできる者として市長が認める関係機関

(身分証明書)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長及び資源循環局長が定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条）

（表）

第 号	
身分証明書	
所属	
氏名	
上記の職員は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第12条第1項の規定により立入調査又は質問をする権限を有する者であることを証明します。	
年 月 日	横浜市長 印

（縦 5.5 センチメートル 横 9.1 センチメートル）

（裏）

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（抜粋）
（立入調査等）
第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（備考）

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。



## 1 横浜市事務分掌規則の一部改正（追記部分抜粋）

### （1）健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課

- ・建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- ・横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会に関すること。

### （2）資源循環局家庭系対策部業務課

- ・建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。

※ あわせて、「横浜市資源循環局事務所等処務規程」を一部改正し、同様の規定を追記。

## 2 横浜市区役所事務分掌規則の一部改正（追記部分抜粋）

### （1）福祉保健センター福祉保健課

- ・建築物等における不良な生活環境を解消するための支援等に関する区対策連絡会議に関すること。

いわゆる

# 横浜市は条例を制定し 「ごみ屋敷」の対策を進めます。

「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を平成28年12月1日から施行します。

## ① いわゆる「ごみ屋敷」とは

ごみなどの物が屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険が生じるなど、**本人又は近隣の生活環境が損なわれている状態（不良な生活環境）**にある建築物やその敷地をいいます。

## ② 本人に寄り添った支援

基本的にいわゆる「ごみ屋敷」状態を解消する責任は、物をためこんだ本人にあります。しかし、その背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な課題があります。そこで、これまでも福祉的側面から支援を行ってききましたが、**引き続き市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行います。**この取組により、ごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決をめざします。

【支援イメージ】

物をためこんだ本人



支援



連携・協力

市・区役所

関係機関

- 家庭訪問
- 生活相談
- 福祉制度の紹介
- 排出の支援 など

地域住民

- 見守り
- 声かけ など

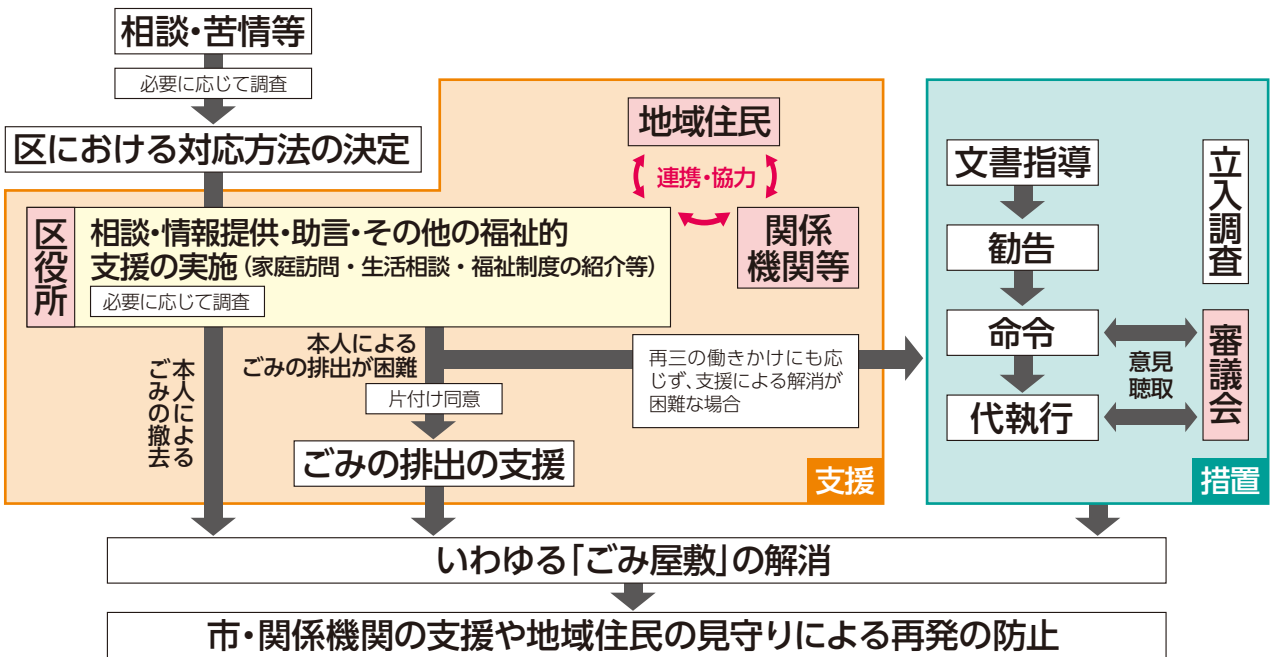
### ③ この条例でできること

これまでも福祉サービスの一環で支援してきたことに加え、条例制定により、新たにできるようになる以下の事項を組み合わせ、いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決に取り組みます。

<b>調査</b>	<b>ごみの排出の支援</b>	<b>措置(代執行など)</b>
物をためこんだ本人の親族関係や福祉サービスの受給状況を調査することが可能になります。	近隣の生活環境が損なわれていて、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、行政がその片付けを支援します。	周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行(※)を行うことができます。

※代執行は、行政代執行法において、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされています。

### ④ 解消に向けた流れ



### 問合せ先 (市外局番はいずれも「045」です。)

- (1) 条例に関するお問合せは、健康福祉局福祉保健課まで **TEL 671-4049** **FAX 664-3622**
- (2) いわゆる「ごみ屋敷」に関するお問合せは、各区福祉保健課まで

区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号
青葉区	978-2433	978-2419	港南区	847-8432	846-5981	戸塚区	866-8418	865-3963
旭区	954-6101	953-7713	港北区	540-2338	540-2368	中区	224-8151	224-8157
泉区	800-2401	800-2516	栄区	894-6963	895-1759	西区	320-8436	324-3703
磯子区	750-2411	750-2547	瀬谷区	367-5702	365-5718	保土ヶ谷区	334-6313	333-6309
神奈川区	411-7131	316-7877	都筑区	948-2341	948-2354	緑区	930-2328	930-2355
金沢区	788-7820	784-4600	鶴見区	510-1791	510-1792	南区	341-1182	341-1189

- (3) ごみ処理一般のお問合せは、各区にある資源循環局事務所まで